

独立行政法人日本万国博覧会記念機構契約規程

(平成 15 年 10 月 1 日 規程第 26 号)

(平成 16 年 4 月 1 日 規程第 49 号)

(平成 18 年 6 月 1 日 規程第 76 号)

(平成 19 年 10 月 1 日 規程第 88 号)

(平成 20 年 1 月 1 日 規程第 91 号)

(平成 20 年 9 月 1 日 規程第 96 号)

(平成 21 年 1 月 1 日 規程第 101 号)

平成 22 年 5 月 27 日 規程第 122 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構会計規程（平成 15 年規程第 25 号。以下、「会計規程」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、契約、競争入札及び検査等の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2 有価証券の運用及び助成金の交付にかかる契約及び検査の方法については別に定める。

(契約の請求手続)

第 2 条 売買、貸借、請負その他の契約を請求しようとするときは、請求しようとする課が発議し、経理課の確認を得たのち、理事長の承認を受けなければならない。

(指名競争入札)

第 3 条 契約が次の各号のいずれかに該当するときは、会計規程第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、指名競争入札の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- (2) 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要がないと認められるとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第 4 条 契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。

- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (4) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。
 - (5) 落札者が契約を締結しないとき。
 - (6) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に国、地方公共団体又は事業者売り払い、又は貸し付けるとき。
 - (7) 契約にかかる予定価格が 50 万円を超えないとき。ただし、工事又は製造の請負にあっては契約にかかる予定価格が 250 万円、物件の購入にあっては 160 万円、業務の請負又は委託にあっては 100 万円、物件の借受にあっては契約にかかる予定賃借料の年額又は総額が 80 万円、物件の貸付にあっては契約にかかる予定賃借料の年額又は総額が 30 万円をそれぞれ超えないとき。
 - (8) 前各号のほか、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 8 号、第 12 号及び第 21 号に規定されているものであるとき。
- 2 前項第 4 号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付すときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として 2 名以上の者から見積書を徴さなければならない。
 - 5 支出の原因となる随意契約で、第 1 項第 7 号に規定する予定価格を超えるものは、次に掲げる事項を契約締結後遅滞なく機構のホームページ上で公表するものとする。
 - (1) 随意契約の名称及び数量
 - (2) 随意契約を締結した日
 - (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (4) 随意契約にかかる契約金額
 - (5) 随意契約によることとした理由
 - (6) その他必要と認める事項
- (競争入札参加者の資格)

第 5 条 理事長は、必要と認めるときは国又は地方公共団体の一般競争入札の参加資格を有する者について、一般競争又は指名競争に参加させることができる。

- 2 理事長は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の状況に関する事項について一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 3 理事長は前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 4 理事長は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(一般競争又は指名競争に参加させないことができる者)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争又は指名競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 理事長は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争又は指名競争に参加させないことができる。

(一般競争入札の公告)

第7条 会計規程第24条の規定に基づき、一般競争入札に付すときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、機構のホームページ又は掲示板に掲示するものとする。ただし、急を要する場合は、入札準備に支障のない範囲でその期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第8条 一般競争入札の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 第11条の入札保証金に関する事項

(入札の無効)

第9条 一般競争入札の公告においては、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(予定価格)

第10条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合における次の各号に係る契約については、この限りでない。

- (1) 予定価格が100万円を超えないものであるとき
- (2) 国、地方公共団体と契約するとき
- (3) 法令等に基づき取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能若しくは著しく困難であるとき

(入札保証金)

第11条 競争入札に付する場合は、競争に加わろうとする者から入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除することができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合
- (2) 第5条第1項及び第2項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合
- (3) 指名競争入札に付する場合
- (4) 競争入札に付する場合において、過去2か年の間に機構、国又は地方公共団体と種別をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行し

た者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合

3 入札保証金は、国債、地方債、公債及び銀行保証小切手のほか理事長が确实であると認められたものをもって代えることができる。

4 納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を締結しないときは、機構に帰属するものとする。

(落札者の決定)

第 12 条 競争入札に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当と認められるとき。

(総合評価落札方式による落札者の決定)

第12条の2 その性質又は目的から前条の規定により難しい契約については、前条の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの(同条ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(同額入札の場合の決定方法)

第 13 条 第 12 条の規定により落札となるべき同順位の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(競争入札の開札及び再入札)

第 14 条 競争入札に付した場合は、入札者を立ち合わせ開札しなければならない。ただし、入札者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定により開札した場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(契約の保証)

第 15 条 契約を締結するときは、契約を締結しようとする者から契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除することができる。

- (1) 契約を締結しようとする者が契約金額の100分の10以上の金額を保険金額又は保証金額とし、機構を被保険者又は被保証者とする保険会社の発行する履行保証書又は銀行若しくは保証会社の発行する保証書を提出した場合
- (2) 第5条第1項及び第2項の資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札に付し、又は随意契約による場合において、理事長がその必要がないと認めるとき
- (3) 競争入札に付した場合において、過去2か年の間に機構、国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約上の義務を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合

3 納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

4 第11条第3項の規程は、第1項の契約保証金の納付について、これを準用する。

(複数年契約)

第15条の2 複数年契約は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約のほか、次の各号に掲げるものに限り、締結することができる。この場合において、締結することができる契約の期間は、当該各号に定める期間以内とする。

- (1) 車両運搬具、工具器具備品又はソフトウェアの賃借契約 5年以内
- (2) 前号の契約に伴う維持管理に関する委託契約 同号に定める期間内
- (3) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構NPO組織等提案公募業務の受託者特定に関する規程(平成19年規程第78号)に基づく委託契約 3年以内
- (4) 理事長が特に必要と認める工事又は業務に関する請負又は委託契約 3年以内

(契約書の作成)

第16条 契約を締結するときは、契約書を作成しなければならない。

2 前項に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 件名又は品名
- (2) 契約年月日
- (3) 数量、単位及び単価

- (4) 契約金額
- (5) 履行期間又は履行期限
- (6) 履行又は受渡場所
- (7) 契約保証金(入札保証金の帰属を含む。)
- (8) 前払い及び部分払い
- (9) かし担保責任
- (10) 履行の監督及び検査
- (11) 違約金
- (12) 延滞金
- (13) 契約の解除
- (14) 危険負担
- (15) 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書又は請書をもって契約書に代えることができる。

- (1) 第5条第1項及び第2項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が150万円を超えないものをするとき
- (2) せり売りに付すとき
- (3) 買受人が代金を即納するとき
- (4) その他第1号に規定するもの以外の随意契約で、理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(前払い)

第17条 工事請負契約により、前払いする必要があるときは、相手方が保証事業会社と前払金保証契約を締結することを条件として、契約金額の10分の4以内の範囲で前払いすることができる。

(部分払い)

第18条 工事若しくは製造その他についての契約により、請負契約に係る既済部分に対し、完済前または完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、別に定める検査調書又は検収調書に基づいて、工事又は製造その他の請負契約にあつては、その既済部分に対する代価の90%、物件の購入契約にあつては、その既納部分の代価の範囲内で部分払いをすることができる。ただし、性質上可分の工事または製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の金額まで支払うことができる。

(監督及び検査)

第 19 条 工事等の請負契約又は物件の購入その他の契約を締結した場合には、適正な履行を確保し、又はその受ける給付の完了を確認するため、別に定めるところにより、必要な監督又は検査をしなければならない。

(実施細則)

第 20 条 この規程を実施するための細則その他必要な事務手続きは、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 5 項の規定は、同日以後に締結する随意契約について適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。